

第5回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成26年5月27日(火)

場 所：西宮商工会議所別館2階 大会議室

〔午後 4 時57分 開会〕

事務局 5 時前ですが、本日ご出席いただける委員の皆様はおそろいですので、ただいまから第 5 回西宮市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただき、ありがとうございます。

本日は、林委員からご欠席の連絡をいただいています。

進行を会長にお願いする前に、資料の確認をさせていただきます。

1 点目は、ホッチキスどめの「会議次第、委員及び事務局員名簿、座席表」です。2 点目は、資料 1 ～ 5 をまとめた資料集です。3 点目は、参考資料集です。これらの資料は、1 週間前にお送りしました。

また、本日、追加資料として、過去にお配りしたのですが、「従うべき基準と参酌すべき基準」の 1 枚物の資料を再度机上に置いています。

不足はないでしょうか。

〔発言者なし〕

事務局 事務局の方ですが、5 月からエコ・スタイルとして、上着無し・ノーネクタイとさせていただいておりますので、その旨ご了承ください。それでは、会長に会議の進行をお願いします。

会長 皆さん、こんばんは。

公私ともにお忙しい中をお集まりいただき、本当にありがとうございます。

本日は、4 つの議事について審議いただきます。3 時間という長丁場ですが、できるだけ議論を深めたいと思っていますので、ご協力をよろしくをお願いします。途中で休憩を挟ませていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議の傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、お諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、入室していただきます。

また、今後、傍聴を希望される方が来られましたら、入っていただくことにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、議事に入ります。

まず、本日の審議事項等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集の 1 ページをご覧ください。この表は、前回の子ども・子育て会議で示したロードマップと同様の内容です。

(1)の「子ども・子育て支援事業計画」のスケジュールについては、今回と7月、8月の計3回の子ども・子育て会議で素案を確定していく流れとなります。

また、(2)の各基準については、各基準の条例を9月市議会に上程することにしました。しかし、今後の日程を考えると、今回の会議でご意見をまとめていただく必要があることには変わりありませんので、よろしくをお願いします。

次に、2 ページをご覧ください。前回の協議内容を記載しています。

前回の会議では、基準等検討ワーキンググループの報告、地域子ども・子育て支援事業の内容説明、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについてご協議いただきました。

基準等検討ワーキンググループの報告については、座長から協議内容をご報告いただいた後、意見交換を行い、各基準についてワーキンググループの協議結果を西宮市子ども・子育て会議としてご承認いただきました。

また、量の見込みの協議に先立ち、事務局から地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業の内容を説明し、各委員の皆様で共有していただきました。その上で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、事務局案をもとにご協議いただきました。

まず、教育・保育の量の見込みについては、国の手引きに基づく量の見込みを踏まえた事務局案を西宮市子ども・子育て会議としてご承認いただきました。

また、13事業の量の見込みについては、国の手引きに基づく量の見込みを踏まえた事務局案に対して、「放課後児童健全育成事業」では、「国の手引きに基づく高学年の量の見込みは多過ぎる印象を受ける」というご意見、「乳児家庭全戸訪問事業(健やか赤ちゃん訪問事業)」では、「平成27年度から計画値を100%とすべきである」というご意見、また、「一時預かり事業」では、「保育短時間の下限に満たない利用者のニーズを含めた量の見込みとすべきである」といったご意見が出されました。

その上で、事務局案を提示していなかった「利用者支援事業」及び「放課後児童健全育成事業」の量の見込みを提示するとともに、その他の事業について各委員のご意見を踏まえた量の見込みを再度提示することを確認しました。

続いて、3ページをご覧ください。今回の協議事項についてまとめています。

議事(1)では、第4回基準等検討ワーキンググループからの報告をいただきます。ご審議をいただき、今回議題となっている2つの基準の内容について、西宮市子ども・子育て会議としての検討結果をまとめていただきます。

議事(2)は、「子ども・子育て支援事業計画」の構成内容です。どういう項目を「事業計画」に記載するかについて、事務局案をもとに意見交換を行っていただきます。その中で、引き続き審議することとなっていた「基本理念」についても、意見交換を行っていただきます。

議事(3)と(4)では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、市の提案についてご審議いただき、西宮市子ども・子育て会議として「事業計画」における事業量と整備方針を確認していただきます。

ロードマップなどの説明は、以上です。

会長 議事(1)のワーキンググループの報告については、今月12日に開催された第4回基準等検討ワーキンググループの報告をいただき、この会議で議論いただきます。

当初は6月市議会に条例を上程するスケジュールでしたが、その時期が9月市議会に変更になりました。しかしながら、時間的余裕はそれほどありませんので、で

きるだけ議論を深めて、結論を導けたらと思っています。

議事(2)以降については、事務局から説明があったとおりですので、特に繰り返しは避けます。

時間の目安としては、(1)のワーキンググループの報告については40分程度、(2)の事業計画の構成内容については30分程度、(3)の教育・保育の量の見込みと確保方策については20分程度、(4)の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については1時間弱と考えています。長丁場となりますが、ご協力をよろしくをお願いします。

それでは、「議事(1) 第4回基準等検討ワーキンググループの報告」に入ります。

報告は、座長からお願いします。

副会長 ただいまから第4回基準等検討ワーキンググループの報告をします。

今回は、「認可」と「確認」という難しい専門用語が出てきますので、報告に先立って、各基準の内容について事務局から説明していただきます。

事務局 参考資料集の1ページをご覧ください。

これは、第4回基準等検討ワーキンググループの資料集を一部修正して掲載していますので、これに従って説明したいと思います。

まず、各基準の政省令については、先月4月末に公布されています。この政省令の内容は、これまで国の方で議論していた対応案と変更はないと聞いています。

まず、3の(1)の幼保連携型認定こども園における「職員の資格、員数」について説明します。

第3回ワーキンググループまでの資料では、4・5歳児の職員配置について、国基準に上乘せしている本市の保育所認可基準に合わせて20対1とし、3歳児の学級編制における1学級の園児数は、兵庫県の幼稚園基準に準拠して25人以下を原則とする方向で提示していました。しかし、保育士不足や幼稚園教諭不足が生じつつある中で、既存施設、特に幼稚園からの移行に配慮する必要があること、また、財源確保の必要性もありますので、本市の基準としては、国の基準に準拠する方向で再提示しています。

4・5歳児の職員配置や3歳児の学級編制の上乗せについては、財源の確保が必要となりますので、今後の予算要求などの状況も踏まえて、運用で対応したいと考えています。

次に、ワーキンググループでは、幼保連携型と幼稚園型の違いや、職員配置と学級編制の関係について質問がありました。

参考資料集の3・4ページをご覧ください。

職員配置については、幼稚園型認定こども園との違いを例示しています。ここに記載している定員は、あくまで例示であることにご留意いただきたいと思います。

3ページには、定員100人の保育所の職員数と定員180人の幼稚園の学級数を示しています。また、これらの施設が定員を増やして219人規模の幼保連携型認定こども園あるいは幼稚園型認定こども園に移行した場合に必要な職員数を4ページに記

載しています。

幼保連携型認定こども園の職員は、保育教諭であることが必要となります。「保育教諭」の定義は、3ページの下に記載しているように、幼稚園教諭の免許と保育士の登録を受けた者となります。

幼保連携型認定こども園では、園長が専任でない場合は、219人規模の施設では16人の保育教諭が必要となります。また、3歳以上の園児については、学級編制として6学級が必要となり、6人の担任を置くこととなります。この6人の担任は、職員配置で必要とされる16人の保育教諭の中から選ばれることとなります。おおむね3～5歳児に配置された7人の保育教諭の中から6人が担任となることが想定されます。

他方、幼稚園型認定こども園においては、現行の兵庫県の基準に基づいて職員を配置することとなります。0～2歳の園児と、3～5歳の園児のうち長時間利用児については、保育士資格を有する職員を配置する必要があります。また、3～5歳の園児のうち幼稚園に相当する短時間利用児については、教員免許または保育士資格を有する職員を配置する必要があります。ただし、3～5歳児の学級における担任は、教員免許が必要となります。したがって、表の右下の枠外に示しているとおり、保育教諭のみで構成する場合は、15人の職員が必要となり、保育士資格のみを有する職員と教員免許のみを有する職員で構成する場合は、10人の保育士と7人の教員が必要となります。

参考資料集の2ページにお戻りください。

次に、(2)の「園舎、保育室などの面積」について説明します。

乳児室については、西宮市における保育所の認可基準に準じて、子ども1人につき3.3㎡を確保し、そのほかは国が示す基準に準拠する方向で提示しました。

ハード面の基準については、移行特例による経過措置が設けられていますが、先日公表された府令・省令の中でも、特例は「当分の間」とされています。したがって、移行した既存施設も、将来的には新設の基準で整備することが求められる可能性があります。こうした状況を想定して、既存施設からの移行を円滑に進めるために、国が示す基準に準拠する方向で検討を進めています。

次に、(3)の「給食」について説明します。

国の府令・省令では、原則として自園調理とし、調理室の設置が求められています。満3歳未満の子どもについては、外部搬入を認めないこととされていますが、満3歳以上の子どもについては、一定の要件のもとで外部搬入を可能とし、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を必要とされています。また、食事提供をする子どもが20人未満である場合、調理室ではなく、提供する人数に応じた調理設備でも可能とされています。本市としては、国の基準に準拠する方向で提示しました。

最後に、(4)の「園庭の設置・面積」について説明します。

国の府令・省令では、まず園庭は必置とした上で、園舎と同一の敷地内または隣接することを原則としています。面積については、満3歳以上の園児に対しては、

幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きいほうの面積を確保すること、満2歳の園児に対しては、保育所の認可基準である1人につき3.3㎡を確保することとされています。

また、実際の屋上、公園等の利用を妨げるものではないが、原則として屋上、代替地の面積算入は認めないこととされています。

本市の基準としては、国の基準に準拠する方向で提示しました。

次に、5ページをご覧ください。

「確認に関する運営基準」です。

まず、「確認」の概念について説明します。

新制度においては、「認可」を受けた施設・事業者が給付等の支援対象となるためには、市町村から「確認」を受ける必要があります。その上で、支給認定を受けた子どもが給付費を受けるためには、この「確認」を受けた施設・事業者を利用する必要があります。

5ページの(2)には、「認可」と「確認」の違いについて記載しています。

「認可」は、当該施設が目的に合った基準を満たしていることをいい、「確認」は、「認可」を受けた施設・事業者が給付の対象であることを認めることをいいます。おおむね、「認可」はハード面、「確認」はソフト面の基準となります。

「確認」を行った市町村は、適正な給付の維持のために、施設・事業者に対して指導監督を実施することになります。

「確認」の基準に関する「従うべき基準」については、ページ下の2にあるように、「利用定員」及び「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」として挙げられています。

ここで、本日配付しました追加資料をご覧ください。「従うべき基準」と「参酌すべき基準」についての資料ですが、これについてまず説明します。

「従うべき基準」は、国が定める基準に従って条例を制定すべき事項をいい、「参酌すべき基準」は、国が定める基準を参酌して条例を制定する事項をいいます。「従うべき基準」については、必ず適合しなければならないとの取扱いとなりますが、その基準に上乘せすることは許容されます。また、「参酌すべき基準」については、十分参酌しなければならないとの取扱いとなりますが、地域の実情に応じて内容を緩和あるいは上乘せすることが許容されます。両者の違いは、条例を制定するにあたり、特に国の定める基準を緩和することが可能かどうかにあらわれています。

なお、国の基準を参酌して条例を制定したとしても、その条例の内容については、施設・事業者は条例の内容を必ず遵守して運営する必要があります。

参考資料集の6ページにお戻りください。国の府令で示された基準を記載しています。

市町村が条例で定めるべき項目としては、「利用定員」と「運営基準」が示されています。

まず、「利用定員」について説明します。

教育・保育施設の設定方法については、特に年齢別の設定について、「1号認定子ども」、「2号認定子ども」、「3号認定子どもの0歳」、「3号認定子どもの1・2歳」の4区分とされています。

また、地域型保育事業については、「家庭的保育事業」は1人以上5人以下、「小規模保育事業のA型及びB型」は6人以上19人以下、「小規模保育事業のC型」は6人以上10人以下、「居宅訪問型保育事業」は1人を利用定員として、年齢別では、0歳と1・2歳の2区分に設定するとされています。

次に、「運営」に関する基準について、6ページ中ほどから9ページにかけて、「正当な理由のない応諾拒否の禁止」、「緊急時の対応」、「運営規程として定めておくべき事項」、「保護者が適切に施設などを選択できるための情報提供」、「記録の整備」などについて定めることを記載しています。

これらは一般原則として必要な内容となっていますので、本市の基準としては、国の基準に準拠する方向で提示しました。

次に、ワーキンググループで質問のあった点を説明します。

「利用定員」は「従うべき基準」、運営に関する基準のうちの「定員の遵守」は「参酌すべき基準」となっている点です。

「利用定員」を各市町村が条例で定めるにあたり、「従うべき基準」ですから、国の基準である4区分以上の区分で設定しなければなりません。その上で、「定員の遵守」については、原則として定員を超えた受入れが認められないとされていますが、例外事由が府令でも幾つか掲げられています。これは「参酌すべき基準」ですので、条例を制定するにあたり、この例外事由を各市町村で柔軟に設定できます。したがって、「定員の遵守」が「参酌すべき基準」であったとしても、施設・事業者は、条例で制定された内容を遵守しなければならないことには変わりはありません。

これに関連して、「認可定員」と「利用定員」の関係を説明します。

「利用定員」は、「認可定員」の範囲内で設定する必要があります。もっとも、現在も待機児童対策として行っている定員の弾力化は、条例でも規定することになります。「その他やむを得ない事由」として認められることになると考えています。

ただし、国の方針では、「利用定員」を恒常的に超過している施設に対しては、「認可定員」と「利用定員」の変更や、公定価格の減額などで対応することが対応案として示されています。

次に、6ページの「運営に関する基準」の2つ目、「施設・事業者が受入れを拒否する正当事由」についてです。

国が示している例としては、「定員に空きがない場合」、「定員を上回る申込みがあった場合」、「施設・事業の受入能力・体制との関係」、「利用料金の滞納」、「設置者・事業者が通園標準地域を設定している場合」、「保護者とのトラブル」などが現時点での国のQ & Aで示されています。

以上がワーキンググループの資料の説明です。

副会長 事務局からワーキンググループで議論した題材について説明がありまし

た。

私どものワーキンググループでの議論の内容については、資料集の4ページをご覧ください。

第4回基準等検討ワーキンググループでは、「幼保連携型認定こども園の認可基準」と「確認に関する運営基準」の2つについて話し合いました。

特に「幼保連携型認定こども園」に関しては、職員の配置基準について議論が集中しました。現在の西宮市の保育所の認可基準では、1・2歳児は運用で5対1、4・5歳児は条例で20対1と定めています。そこで、幼保連携型認定こども園においても、西宮市のすべての子どもに対して同じような保育を提供する意味で、国基準で1・2歳児は6対1、4・5歳児は30対1となっているのをどうすべきかを議論しました。

もちろん「同じ西宮市の子どもに対する保育だから20対1が望ましい」という意見がある一方で、「幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、保育教諭という人材を新たに確保しなければならず、今の保育士不足の状況下では、条例で20対1にすると、事実上、西宮市内の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する可能性を閉ざすことになるのではないか」という意見もありました。また、「公定価格などお金に関して、やっと昨日国から発表された段階で、西宮市の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する意向があるかどうかも把握できていない中で、国基準とは違う基準を定めることにより、西宮市の就学前の子どもたちが受けられる多様な教育・保育の機会を閉ざすことになってはいけない」という意見もありまして、今回は30対1という国の基準を条例化することを承認しました。ただし、運用では、「保育の質を確保するために、将来的に20対1を確保する取組みを目指す」という意見をつけました。

次に、「確認に関する運営基準」についての議論をしました。

「認可」は、職員配置や床面積などのハード面の条件をクリアしているかどうかで、「確認」は、どのように運営しているかのソフトの部分をチェックするものです。これまではハード面の監査はきっちりとされていましたが、子どもや親に資する運営が正常になされているかどうかを、これから「確認」という基準で見っていくことになります。大変細かい基準をクリアした「確認」をとることが今回新たに示されました。

ワーキンググループで最も意見が出たのは、「従うべき基準」のうち、「内容及び手続の説明・同意」という項目でした。「施設・事業者は利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制などの重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない」となっています。これは、不動産取引の場合でも重要事項の説明義務がありますが、こちらの重要事項説明書の中には、施設・事業の目的及び運営の方針や提供する教育・保育の内容という通常行われているもの以外にも、職員の種類や員数・職務の内容、保育を行う時間や提供を行う日など、さまざまな細かい情報を提供しなければいけないことになっています。厚生労働省からは、離職率も公表するようになっていま



す。

この点について、確かな情報公開は非常に重要ですが、保育ルームなど小規模な保育事業者にも義務づけられますので、事業者自身がこれだけの情報提供ができるのかという意見や、親もそれをどうやって見るのかという意見がありました。また、適切な情報提供が行われるように、行政が西宮市内の事業者に対して適切なバックアップをすべきだという意見や、親にとって見やすい情報提供の仕方を考えるべきだという意見も出ました。特に保護者代表の委員の方からは、微に入り細にわたる情報があっても、かえって親は混乱してしまうので、利用者がスムーズに情報を取得し、的確に施設・事業が選べるような情報提供のあり方もぜひ考えてほしいという意見がありました。

これに関して微にワーキンググループでは、この基準をどうすべきかという意見は出ずに、この基準を運用する上で、事業者側が適切な運営ができるように、かつ、保護者や子どもが適切な施設・事業を選ぶ手助けになるように、行政としてのバックアップが必要だという意見が多くありました。

以上が第4回基準等検討ワーキンググループの報告です。

会長 この内容について、ワーキンググループに参加されていない委員の方を中心にご意見をいただきたいと思います。もちろん、ワーキンググループに参加された委員の方からでも結構です。

なお、「確認に関する運営基準」についての詳細は、国からまだ示されていないので、事務局として回答の難しいところもあるかと思います。その点は、ご理解をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問があればお願いします。

委員 資料集の4ページに、ワーキンググループの結論を「概要」と「出された意見」としてまとめられています。その「概要」の中で、職員配置基準について、「できる限り要綱などに職員配置の詳細を明記していくことを求める」とあります。この「求める」は、どこがどこに求めるのかがよくわかりません。

また、5ページの「確認に関する運営基準」のところでも、「事務局案のとおりとするが、市は確認を受けた施設・事業者をバックアップしていくことが必要である」とあります。この「必要である」と「求める」の違いが私には理解できません。そのあたりの説明をお願いできますか。

事務局 4・5ページの「概要」の欄の書き方について、幼保連携型認定こども園のところでは「求める」とし、「確認」では「必要である」としてあるが、その違いは何かというご質問かと思えます。

誰が誰にというと、「必要である」でも「求める」でも、子ども・子育て会議から市の方にと考えています。

「求める」と「必要である」の違いについては、この資料は事務局が作成したものです。大きな意図はありません。いずれにしても、「これは要ることですよ」、「考えてください」という意図だと我々は受け止めています。

ただ、幼保連携型認定こども園については、金銭的なことがありますので、「そ

のあたりは確実に確保してください」という意味を込めて「求める」という書き方をしています。

「確認」については、そういうものではなく、バックアップや情報提供の構築等が必要なので、「考慮してください」という意味で使っています。

いずれにしても、内容としては特に意図があるわけではなく、「求める」にしても「必要である」にしても、「やってください」という意味だと我々は受け止めています。

委員 わかりました。ほとんど変わらないというか、「必要がある」はお金が要らなくて、「求める」は金銭的な部分も含まれると考えていいと理解しました。

どうしてこだわるのかといいますと、保育の質を考えると、職員配置やクラス規模は保育の質にとって非常に大きな問題だと考えています。今回の新制度は、「就学前の子どもたちへのより良い対応」ということであったのではないかと私は思っています、そういう意味では、より良い制度にしていかなければいけないと思っています。

いくら実力のある職員であっても、大勢の子どもたちを見ることにはやはり限度があると思います。子どもと教員との相互の関係がしっかりとしていなければ難しいと思っています。

小学校でさえ、文部科学省も「教師が子どもたちと向き合う時間を確保しなければいけない」と打ち出しているように、人数が多いし、もっと子どもと教員とがかかわっていくことによって子どもたちの学習力なども向上していくと言われていきます。先進国の中でも日本は、このあたりの水準が低いと言われています。

今回は難しいところもあると思いますが、幼稚園と保育所を一体化して認定こども園にするわけですから、そういうことを明記していただくということですが、方向としてより以上にそちらの方に向けていただきたいと思います。

会長 「概要」にはそう書いてありますが、「出された意見」のところには、1つ目や5つ目の丸にあるように、20対1を目指すことを市として確認していただきたいというまとめ方をされています。

その点、事務局の方はよろしいですか。

事務局 はい。

会長 そのほかにいかがでしょうか。

委員 同じく職員配置のことですが、私も、基準等検討ワーキンググループを傍聴して、いろいろな意見が出てここに落ち着いたことを知っています。

しかし、やはり本当にこれで基準をつくっていいのかなと思っています。20対1を目指す確認して、条例では30対1にして、運用で20対1とするとここで決めたとしても、条例上では「30対1」が残ってしまうのではないかと思います。

前回の会議でも、地域型保育事業のことで同じように、それは要綱できちんと決めていくとか、それを明記するとか、その内容についてこの場で示していただきたいという話はしました。幼保連携型認定こども園も地域型保育事業も、今の西宮市の基準とは違う、国基準で条例が定められて、事業が始まってしまうと、西宮市

のどこにいても同じ教育・保育が受けられるという点では、違いが出てしまうのではないかと思います。この場でいくら確認をしても、話の中で、移行しやすいようにとか、ハードルが高いからという言葉が出てくるのを聞いていると、より良い保育のために始まった制度ではなかったか、子どもの最大の利益を考えてこの会議を始めたのに、いつの間にか移行しやすい、確保しやすいというところを考えながら基準をつくらなければいけないことになってしまって、ここはもう一度考えなければいけないのではないかと思います。

20対1を目指して運用でしていくというのであれば、条例を20対1、1・2歳児については5対1にして、経過措置をつけるべきだと意見として言わせていただきたいと思います。

会長 ここは、運用上で20対1を目指す方向で進め、条例上は30対1にするというところが難しいところで、ワーキンググループでもご意見が出たことは重々承知しています。

ほかの委員の方からのご意見はありませんか。

委員 現行、保育所の配置基準は20対1になっているのですが、説明の中で「財源確保の必要性もあって」云々というお話がありました。西宮市として20対1となっている財源措置の点についてもう少し補足して説明いただけますか。

現行と、今後のことも含めてですが、現在の20対1は市独自でどういう措置をされているのか、それとのバランスはどうなるのかという点です。

事務局 西宮市の保育所の配置基準としては、条例で20対1としていますので、20対1で保育所に対する補助金等の予算もついています。

幼保連携型認定こども園との関係でいくと、保育所が幼保連携型認定こども園に移行されて、20対1の配置のままとしても、予算的には保育所の方でとっている予算を幼保連携型認定こども園に移すこととなりますので、担保はできると考えています。

委員 幼保連携型で20対1でも、保育所と同様に措置がされるということであれば、わかりました。

会長 保育所としては現状を維持しても財源の担保はあることを確認したということですね。

委員 はい。

会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 私も、きちんと運用でいけるならばやむを得ないかなと思います。ただ、20対1が望ましいという方向性が幼稚園にもあり、子どもにかかわるすべての方々が目指す方向性が同じであれば、その運用を毎年見ていく中で、その目指す方向性が皆さんで共有されているのかという現状を検証していけばいいのではないかと思います。

会長 現状維持でいけるのであれば、運用でもいいというご意見ですね。

委員 子どもにとって望ましい方向として、20対1や、世界的なトレンドでは15対1ですから、その方向を目指すためにこの会議は始まったのではないかという委

員のご意見は、本当にそうだなと思います。

国基準が30対1で出てきたことで、今まで西宮市の保育所が行ってきた20対1が崩されていくのではないかという不安を私も感じます。ですから、条例でなくても、「望ましい保育」を掲げて、数字は出さなくても、「今までの西宮市の保育の質を」とか、「さらに良い質を求める」という言葉をきちんと明記すれば、事務局案でいいのかなと思います。本来は20対1を貫くべきではないかと思いますが、運用だけでなくプラス会議の中での大きな方針という形でしっかりと明記すべきではないかと思います。

子どもの数と職員配置、そして面積は、保育の質を見るときに、とても大きいことだと思えます。もちろん職員の質や保育所の質はいろいろあるとしても、そこで一定の水準が保たれると感じますので、そこは何かの形でしっかりと形にできないかなと思います。

会長 何かの形というのと、今すぐに結論を出すことは難しいのですが、委員が言われたことも非常に大切なことですし、委員が言われたように、現状をとにかく維持する意味で、まず運営でということも意見として重く受け止めたいと思います。これは、委員の皆様だけではなく、保育・幼児教育にかかわっている皆様方が同じ思いを持たれていると思います。

ですから、西宮の保育をこれから考えていくにあたって、20対1にこだわるのではなく、より良い保育を行うために、配置基準をしっかりといいものにつくり上げていくことを、会議として要望・提言していきます。さらに、保育所がこども園化するときには、運営上という言葉にはなりますが、20対1をしっかりと堅持していただくことを、会議として市に申ししていきますし、市の方からも、財政上の担保があると説明していただきました。ただし、条例としては30対1でいくということでもとめたいと思います。

委員 処理の仕方として、「一定の条件が整い次第、20対1にする」という附則をつけた方が皆様のご意見が担保できるのではないのでしょうか。

会長 条例の中に附則をつけるということですから、事務局で確認いただくことになりますね。

事務局 私どもも、皆さんからのご意見の「概要」の中にありますように、要綱などでカバーすることを想定していたのですが、附則についても検討してみたいと思います。

会長 この会議の内容については、議会の方に報告されると思いますし、あわせて条例のことについても確認いただいて、こちらに報告いただくことにさせていただきます。

こういう方向性でまとめるということでもよろしいでしょうか。

副会長 確認したいのですが、今日は幼保連携型認定こども園について取り上げられています。このこども園の内容としては、「(仮称)保育要領」の内容についても新たに検討されつつありますし、保育教諭についても、単に「免許と資格の両方を持っている人」というだけではなく、「こういうこども園で働く職員」という新

たなアイデンティティを持って働く職員とするという考えがあるのではないかと思いますので、新しい制度ができるときには、これまで以上に質の高い人材を育てるという新たなものになることを、もう一度ここで確認させていただきたいと思います。

会長 その点も、議事録に残していただいて、より質の高い職員の方で質の高い施設・運営を目指すものでなければならないということを、この会議としても確認させていただこうと思います。

そういう形でワーキンググループから報告のあったことを会議としても了承することにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 続いて、「議事(2)(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の構成内容(案)」です。

今回の議事では、「事業計画」の全体像について各委員でその内容を共有していただくこととなります。また、第2回、第3回の子ども・子育て会議でご意見をいただいた「基本理念」についても、改めてここでご意見をいただきたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集の6ページをご覧ください。

「(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画の構成内容(案)」です。

構成内容に入る前に、1の「次世代育成支援行動計画」との関連性及び今後のスケジュールについて説明します。

「次世代育成支援行動計画」とは、平成27年3月31日までの時限立法である「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画です。平成17年度から21年度までの前期計画、22年度から26年度までの後期計画として策定していきまして、西宮市の「次世代育成支援行動計画」は、6つの基本目標と277の個別事業を盛り込んだ計画となっています。

一方、「子ども・子育て支援事業計画」は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」で新たに市町村、都道府県に策定を勤務づけられた計画です。時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」については、平成26年4月に法改正があり、平成37年3月31日まで10年間延長されることになりました。

この2つの計画については、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことに伴い、「次世代育成支援行動計画」の策定は任意化されることになりました。双方を策定する場合には、一体のものとして策定することも可能と聞いています。

本市における2つの計画の関連性及び今後については、6ページの中ほどにお示ししているイメージのとおりです。

「子ども・子育て支援事業計画」では、国の基本指針の中で「必ず計画に記載すべき事項」が定められています。計画の策定にあたっては、本日もご意見をいただきたいと考えています「基本理念」と、国の定める必須項目を記載した事業計画を策定して、その後、平成29年度に予定している中間見直しの時期に合わせて、「次

世代育成支援行動計画」と一体的な計画に再度練り直して策定したいと考えています。

中間見直しの策定にあたっては、「次世代育成支援行動計画」に掲げる6つの基本目標と、277の個別事業のうち計画に盛り込むべき事業なども、子ども・子育て会議でのご意見も踏まえながら、検討していきたいと考えています。

次に、「子ども・子育て支援事業計画の構成内容(案)」について説明します。

資料集の7ページをご覧ください。

大きく5つの章に分けています。

第1編は、「計画策定にあたって」として、計画の趣旨や計画の位置づけなどです。

第2編は、「西宮市の現状」として、人口の動向や教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業いわゆる、13事業の状況などです。

第3編は、この後で説明します「基本理念」です。

第4編は、国の基本指針で「必ず計画に記載すべき事項」とされている部分で、まずは、「教育・保育の提供区域」です。次は、「教育・保育の量の見込みと確保方策」です。

8ページの上段に記載しているイメージ図は、国から示されたものです。

教育・保育については、平成27年度以降、どのぐらいの需要があり、その需要に対してどのように供給していくのかといった計画を策定することとなります。

次に、教育・保育施設と同様に、13事業についても、量の見込みと確保方策について記載することになります。8ページの下段ですが、子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的な提供やその推進体制の確保として、認定こども園の普及にかかる基本的な考え方や目標設置数、設置時期について定めることとなります。

最後に、9ページの第5編は、計画の推進体制や進捗状況の管理についてです。

「子ども・子育て支援事業計画」の大まかな全体像については、以上です。

続いて、資料集の10ページをご覧ください。「子ども・子育て支援事業計画」の「基本理念」です。参考資料集も10ページ以降ですので、あわせてご参照ください。

2月に開催した第3回子ども・子育て会議において、「子ども・子育て支援事業計画」の「基本理念」についてご意見をちょうだいしました。市としては、皆様からのご意見なども踏まえて、現在計画期間中の「西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に掲げられている「基本的な視点」と「基本理念」をもとに、「事業計画」の「基本理念」等を整理しました。

最初の(1)がその案です。構成としては、「基本的な視点」と「基本理念」という「行動計画」の構成を踏襲して、内容としても、「行動計画」のものをほぼ踏襲しています。

11ページの(3)では、第3回子ども・子育て会議におけるご意見をどのように案に反映させたかをまとめています。

皆様からのご意見は、集約して大きく分けると、この表の から に分類されると思いますので、分類ごとに整理しています。

まず、 の「全体について」では、「子育て家庭は幸せであってほしいという願いを反映させた文章にしてはどうか」というご意見や、「どのように子どもを育てていくのが抽象的である」というご意見、また、「市民一人ひとりが子どもを大切に育ていくという視点も必要である」といったご意見をちょうだいしました。

これらについては、基本理念案の中で、文章の流れを整理して、「子育て家庭を支え合う」との文言で反映しました。

また、「抽象的」とのご意見については、実際の「事業計画」の内容で具体的にあらわしていくことで対応したいと考えています。

次に、 の基本的な視点の[1]の部分です。

「この[1]が加わったことにより、西宮流の子育てがわかりやすくなった」とのご意見をいただきましたが、「愛着形成を基礎とし」とあるが、文章としては、「愛着形成を支えられるように」、「育まれるように」といった文言にすべきだ」とのご意見もいただきました。

これに対して、文言を整理した上で、「しっかりとした愛着形成を支えられるように」との文章で反映しました。

次に、 の基本的な視点の[3]の部分です。

「ここは暗いイメージとなっている。「本来の子育ての喜びや楽しさが味わえるように」ということが先にあるべきだ。子どもを大事にしながら、その家庭を支えることが取り組むべき大きな課題であるため、「支える」など、もう少し積極的な言葉であらわしてはどうか」というご意見をいただきました。

「暗いイメージ」というご意見に対しては、子育てに対する暗いイメージである子育てを取り巻く不安や負担も理解した上での基本理念であることを明らかにするために、文章に残すことを考えています。今回の会議においても、この点について再度ご意見をいただければと考えています。

最後に、 の基本的な視点の[4]です。

「第一義的な責任はその保護者にある」という部分は、かたい表現で、親に負担を感じさせる」というご意見をいただきました。

これに対しては、「責任」という言葉が負担を感じさせることから、「担う」という文言で表現しています。

以上が基本理念案の説明です。本日改めてご意見をちょうだいしたいと考えています。

会長 1つは、「事業計画」の構成内容のことについてです。これについては、本日、大体この枠組みでいいであろうという確認をさせていただきます。また、「基本理念」については、何度も確認していますが、機会があるごとにご意見をいただきながら、より良いものをつくり上げていくことになっています。本日は、この2つについてご意見をいただきたいと思います。

まず、構成内容についてですが、事務局としてこの5編でいくことは決まっているのですか。

事務局 事務局としては、第1編から第5編の構成で今後肉づけして、7月の第

6回子ども・子育て会議では、もう少し内容を固めたものにしてお示ししたいと考えています。

会長 7月に原案を示していただけるということは、本日固めなくてもいいということですか。

事務局 最終的に素案を固めるのは8月の第7回でと考えているのですが、次回の7月にその前の素案の案を示したいと考えています。そのためには、構成内容がある程度確定していただいた上で文章等の肉づけをしていきたいと考えていますので、今回は、「こうすべきだ」というご意見も含めて、「おおむねこの程度でいいのではないか」というところまでのご意見をいただきたいと思っています。

会長 それでは、「構成内容」について、この内容と並び方に対してご意見があればどうぞ。

委員 第2編の「子ども・子育てを取り巻く西宮市の現状」は任意だとお伺いしているのですが、ここは、今後を考える上でとても大切な部分だと思います。

その3に「ニーズ調査からみる子育ての状況」とあります。実際にニーズ調査をしましたので、もちろんこのままでいいのかなとは思いますが、ニーズ調査が不特定多数で、全部のものを反映しているのかという疑問がこの会議でも出ていたと思います。

ここは、「ニーズ調査など」として、せっかく委員がいますので、いろいろな意見交換をしながら、子育ての状況を鑑みることはできないでしょうか。

会長 ニーズ調査はニーズ調査で分けてもいいのではないかと、「西宮市における子育ての現状」の部分では、もう少し情報を集めながら、もう1項目つくったほうがいいのではないかとこの意見ですね。

委員 第2編で「現状」と言い切るのなら、そのあたりも必要だと思うのです。

副会長 補足意見ですが、私も、行政にずっといまして、ニーズ調査をさまざましてきました。しかし、アンケートに答えられる方は、学歴レベルが高かったり、社会的に恵まれている方ばかりです。ですから、こういう調査をすると、シングルペアレントの方や社会的に非常に困難を抱える方たちは、そもそもお答えになりません。常にこのような調査をする場合、委員がおっしゃたように、アンケートに出てくるのはアンケートに答えるだけの時間と知力、余裕がある方だけです。実際に、離婚家庭も増えて西宮市でもシングルペアレントが増えているのではないのでしょうか。国勢調査のデータなども使って、子育て中の若い親たちの状況についての基礎情報も、ぜひ併記していただきたいと思っています。

会長 第2編の1の「人口の動向」の次に、さまざまなデータを載せながら現状報告をし、ニーズ調査は項目を載せていくことになると思いますが、事務局はよろしいでしょうか。

事務局 実際にどういうデータをとるかの問題はありますが、検討します。

会長 もし必要であれば、どういうデータが必要であるかを委員に確認いただいて、それで固めていただくほうがいいと思いますので、よろしく願います。

委員 私も、ニーズ調査は、量の把握など最初に提案された中身だけで、障害の



ある子どもさんや社会的擁護の必要な方々の現状については、アンケートの中には「環境やサービスの中身が整わないから利用できない」という意見もありましたが、その中身がどうなのかとか、どうすれば利用しやすくなるのか、どうすればその子どもさんたちが西宮で生き生きと生活して育っていけるのかについて、もう少しヒアリングなどいろいろな方法でこの計画に反映できるような方法を考えていただきたいと思います。

会長 それは、今の事務局案でいけば、2の「地域子ども・子育て支援事業の状況」のところにもそういうものも入れてはどうかということですね。可能性としてあるかないかの問題はありますが、方向性としてはそういうことも承っておくということでもよろしいですか。

事務局 実際にパブリックコメントもしますので、パブリックコメントだけに限らず、いろいろと意見を聞きながら盛り込むことは可能かなとは考えています。

会長 次回ぐらいにこのあたりの細目が出てくることになるのですか。

事務局 7月の段階で入れることは難しいと思いますが、8月に素案をつくって、その後、パブリックコメントを行ったり、議会にも報告しますから、そのどこかの過程で入れていくという形でいきたいと思っています。

会長 委員もそういうお立場でいらっしゃいますので、意見をいただきながら、入れていただければと思います。

委員 第2編で西宮市の現状を把握して、第3編で西宮市としてこうあるべき姿や目指す方向性を「基本理念」として掲げて、そのギャップを第4編の施策の部分で埋めていくことになると思います。しかし、個人的な印象ですが、第4編は数量的な対策・対応のイメージが強いので、西宮市の現状を踏まえて、理念に即して、こんなことをしていくという関係性の説明は、どのあたりに織り込まれることになるのですか。

会長 第3編が「理念」で基本的な考え方が出るのでありますが、第4編がいきなり数量的なものになってしまうので、その間というか、第4編の中身についての説明をどうするのかというご意見です。

事務局 かなり絞り込んだ計画になるのは間違いないととらえています。第4編の数字のところは必須項目ですから、国の求めているのはここで、「きちり整備していきなさい」ということなのかと思います。

ただ、市としてどういう考え方でやるのかとか、どういうものを目指すのかについて盛り込むとすれば、書き方の問題はありますが、この第4編の中に入ってくるのかなと考えています。

会長 第4編の1、2、3のあたりは「供給体制の確保」になっていて、4は「推進体制の確保」となっています。このあたりに、上位概念の「理念」や「基本的な方向性」と照らし合わせるとどうなるかという文言を入れたり、場合によると、提言をここに入れるかどうかは別として、「こうあるべきではないか」の部分を入れていく形になるのかなと思います。

委員 組立てについては、第2編が人口と施設利用とニーズとなっていますが、

人口と子育ての状況があって、いろいろな支援事業や施策が出てくるという方が通りやすいのではないかと思います。

もう1点、施策の内容のところで、どこかに「こういうことを考えていく視点」のようなものが入ると、市民としては読みやすくなると思います。

会長 「基本理念」の後、第4編の最初のところに「基本的な視点」を入れて、事務局案の1～4になって、4に推進体制や課題を書いてまとめるという形ですね。事務局、そういう形で検討いただくということによろしいですか。

事務局 わかりました。

会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、先に進ませていただいて、「基本理念」についても同時にご意見をいただきたいと思います。事務局案では第3編に入るところです。特にご意見をいただきたいのは、(1)の「基本的な視点」と(2)の「理念案の考え方」ですね。

事務局 そのあたりが最終的に計画に載りますので、その文言や、考え方についてもご意見をいただきたいと思います。

会長 「視点」ですので、細かい文言について言っていただいてもいいと思います。文章については、今後もう少し修正はできると思います。確認も含めてご意見があればお願いします。

委員 「基本的な視点」の[1]が西宮らしい環境やマーケットのことを言っていて、[2]で思いを言っていて、[3]では、社会的弱者の話やケアすべき項目を入れて、[4]で、取り組む姿勢として産官学民みんなでやっていこうという流れができているので、先ほど議論があった第4編の具体的な施策をつなげる部分としては、私個人としてはよくわかるものになっています。

会長 流れとして[1]から[4]の流れでよく、その上で第4編の具体的なところに入っているのでもいいのではないかというご意見でした。

そのほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 「基本理念」については、何度か時間をとりながら固めさせていただくこととして、構成内容については、5編でいくという事務局案があり、特にご意見をいただいたのは第2編と第4編でした。第2編では、「人口の動向」、「西宮の子育ての現状」、「子ども・子育て支援の状況」という柱で、最後に「ニーズ調査の結果」を踏まえる。「子育ての現状」と「子ども・子育て支援の現状」については、各委員のご協力をいただきながら、必要な情報を精査する。第4編については、「基本理念」を具体化するような、「基本理念」を計画にどう具体的に落とし込んでいくのかという文言を入れて、1から4の構成にして、4の「推進体制」のところで、まとめとして課題も含めて方向性について記述する。こういう形でまとめさせていただきます。次回には事務局から素案を出していただくということによろしいですか。

事務局 はい。

委員 確認したいのですが、「次世代育成支援行動計画」を2年間延長するという説明がありました。この「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、「行動計画」の文言や取組姿勢と整合を図るという見直しはすることになるのですか。それはそれ、これはこれでしょうか。

事務局 今回の理念についても、「行動計画」の理念をベースにしていますし、「行動計画」の流れを一定酌むことにはなると思います。

副会長 私もそこを質問して、確認させていただきたかったのです。

6ページに「次世代育成支援行動計画」との関連性のイメージ図がありますが、延長期間の位置づけがどうなっていくのかが非常に気になっています。というのは、評価検討ワーキンググループでは、「次世代育成支援行動計画(後期計画)」の評価にあたって、「子ども・子育て支援事業計画」を見据えて、関連のある事業のみ評価したわけです。理念を引き継ぐと言われましたが、今後、中間見直しをするまでは2つの計画が並列で進んでいくのか、組み込まれていくのかというある程度の方向性を示していただきたいと思います。

事務局 現在、評価検討ワーキンググループで「行動計画」の評価をしていますが、平成27・28年度の延長期間も引き続いて評価をお願いしたいと考えています。それは、市の中の評価もそうですし、第三者である子ども・子育て会議での評価もいただきたいと考えています。したがって、27・28年度については、別々の動きになるところもあるかと思いますが、最終の29年度においては、一体で評価する形になるかと思っています。

28年度については、「子ども・子育て支援事業計画」の1年目の評価もありますし、「次世代育成支援行動計画」の延長部分についての評価もありますので、形の上では2種類の評価になりますが、中間見直しのときに一体化したものを評価するときには、内容的には同じボリュームになるのかなと考えています。

会長 要は並行していくことになるわけですね。この解釈が難しいのですが、「次世代育成支援行動計画」については、後期が26年度で終わることはいいわけですね。

事務局 はい。

会長 その延長期間についても、その評価をここで行うことになるわけですね。

事務局 「行動計画」の冊子自身は変えませんが、特定項目の数値目標は、「子ども・子育て支援事業計画」で新たな数値目標を立てますので、そこは引き継がないでいいのかなと思います。ただ、277の個別項目については、考え方としては継続したいと考えていますので、そのあたりは並行して評価を継続していく形を考えています。

会長 別の言い方をすると、今一体化することは難しいわけですね。「行動計画」の項目も多岐にわたりますし、「事業計画」と一緒にやることはなかなか困難だと理解してもいいのですか。それとも、一緒にやれるところは一緒にやるわけですか。

事務局 延長期間においては、現在も評価検討ワーキンググループで評価してい

ただいていますので、それは継続したいと考えていますし、「事業計画」を策定した後の評価も出てきますので、それはそれで評価していただく形になります。

「事業計画」の評価については、かなり限られた数値目標のところだけになります。ですから、「行動計画」も、特定項目があり、277の細かな項目があって、それを評価していただきましたので、その意味ではあまり変わらないのかなと思っています。

ただ、中間見直し以降、「行動計画」も盛り込んで一体化した計画をつくる時には、277をすべて盛り込むのではなく、もう少し絞り込んで一体化して、もっと評価しやすい形にして、また、評価を念頭に置いた一本の「事業計画」につくり直したいと考えています。

委員 単純に考えると、26年度の終わりまでは決まっているし、次の計画に関しては並行していくんだということだと思います。たかが2年間といっても、子どもはその間に成長しますし、状況も変わってきます。「次世代育成支援行動計画」は、子どもたちの細かいところまで政策として計画されていると思いますし、実際に子どもたちの生活に密接にかかわっています。「行動計画」を評価した結果、もし「ここはすぐに変えなければいけない」ということが出てくれば、見直していくことは可能なのですか。

会長 2年間継続して「行動計画」の評価をしながら、29年度で「子ども・子育て支援事業計画」と一体化させるということですが、その2年間が悠長ではないかというご意見ですか。

委員 はい、それもあります。

事務局 2年間延長して、もちろん評価していただくつもりではいますが、中身が変わったらどうするのかというご意見だと思います。

項目については、それほど大きな変化は出てこないと思いますが、書き方や実施している事業については、変わってくるものも当然出てきます。今までも、ワーキンググループで評価していただく前に、各担当課で評価して、事業が入れかわったり、中身が変更されたものもありますので、そのあたりについては、一定組みかえていくことになるかと思っています。

また、子ども・子育て会議で評価をいただいて、「これはこうだ」というご意見をいただいたものについては、担当している課のほうにフィードバックして、「変えてください」と言うことは今までもしていますし、今後もしていきたいと思います。延長する2年間も、ここに書いていること以外は全くしないとか、変えないというわけではなく、今までも毎年のように動いています。ただ、つくっている冊子自身は、5年もたつとかなり状況も変わりますので、それを改めて考え直していくために、中間見直しのときに「事業計画」と一体化したいと考えています。

会長 事務局案では、「次世代育成支援行動計画」については、27・28年度も評価の結果などで見直しをかけるということでもいいわけですね。それにあわせて、「子ども・子育て支援事業計画」も並行して進んでいきますから、28年度の中間見直しのときに、「行動計画」も一緒に見直しをして一本化するという流れでよろし

いですね。

事務局 はい、そうです。

会長 副会長、よろしいですか。

副会長 はい。

会長 副会長がワーキンググループの座長として「行動計画」の評価をされるわけですから、スケジュールについてはもう一度考えていただいたほうがいいかもしれませんね。

事務局 当初はこういう予定をしていなかった経緯があります。しかし、正直申し上げて、「行動計画」も含めて全部検討し直すことになる、スケジュール的に27年4月の「事業計画」のスタートがほぼ不可能な状況になってきます。そういうことも踏まえて、「行動計画」を「事業計画」の中間見直しのあたりまで延長して、そこで全体的な見直しをかけていくこともやむを得ないかなと考えたわけです。

ただ、この中身的なものについては、スケジュールのことも考えながら、検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会長 まとめますと、「次世代育成支援行動計画」の方は、それ自体で評価するわけですが、時間的な猶予が2年間あり、「子ども・子育て支援事業計画」とあわせる、事業の見直しはこのタイミングになるだろうということですね。ただ、「行動計画」の見直しについては、2年の間にも随時出てきますし、「事業計画」の中に反映させるべきことがあれば、それについてはリンクさせる形をとることになるかと思います。ですから、そういうことが可能かどうか、ワーキンググループの作業スケジュールについて事務局で検討いただいて、ぜひ反映させるという方向で考えていただくことを子ども・子育て会議として事務局に要望するというところでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

会長 「基本理念」については、今のところはこの方向性でという承認をいただいた形になっていますが、作業スケジュール、構成内容については、今いただいた意見をもとに、事務局から7月に素案の案を出していただくという形でまとめたいと思います。

それでは、1時間半ほどたちましたので、ここで10分ほど休憩しまして、40分から議事(3)に入りたいと思います。

〔午後6時32分 休憩〕

〔午後6時40分 再開〕

会長 それでは再開します。引き続きよろしくをお願いします。

次は、「議事(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策」です。

前回の会議で、国の手引きに基づく算出方法では0歳児のニーズが高く出ていましたので、事務局の補正案を確認しました。今回の議事では、その量の見込みに対する供給計画を確認し、ご意見をいただきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集の12ページをご覧ください。

「議事(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策」です。

説明の前に、1の就学前児童数の将来人口推計について説明します。

平成25年度の実績値が確定したことに伴い、前回の会議以降、改めて就学前児童数の将来人口について推計をし直しまして、表に掲げるとおりの数字となりました。

今後、就学前児童数が減少傾向にあることには変わりはありませんが、表右下の合計欄の平成31年度の推計値では、前回は2万3,517人でしたが、今回は2万4,202人となっていて、減少のスピードが少し緩やかになっています。

前回、教育・保育の量の見込みと13事業の量の見込みについて説明しましたが、人口推計が変更になったことに伴い、これらの量の見込みについても、連動して変更しています。

次に、13ページをご覧ください。

「2.教育・保育の量の見込み及び確保方策」です。

前回、国の手引きに基づく算出方法で量の見込みを示しました。また、その中で実績と比較してニーズが高く出ている0歳児については、一定の補正を加えることで整理したところです。

今回は、その量の見込みに対して今後どのように供給を図っていくのかという確保方策をお示ししています。

今後の確保方策については、量の見込みのとおり増加傾向にある2号認定・3号認定子どもの保育需要に伝えていくための整備が必要であると考えています。

一方で、就学前児童数や1号認定子どもの量の見込みが減少傾向にあることから、これまでと同様に、新設保育所の整備を中心に進めていくと、将来的には保育施設の供給が過剰となることが予測されます。

こうしたことから、今後は、まずは既存幼稚園から認定こども園への移行を促進し、保育需要に対する入所枠を拡大していくことが必要であると考えています。

また、地域偏在や年齢偏在に対応する有効な施策として、今年度からスタートしている小規模保育などの地域型保育事業を活用していくことで、特に保育需要の高い3号認定子どもの入所枠を拡大していきたいと考えています。

こうした施策を中心に進め、新設保育所の整備については、既存施設の適正配置や地域の保育需要を考慮して検討していきたいと考えています。

昨日26日の国の子ども・子育て会議において公定価格が公表されています。これから、既存施設に対し、新制度以降、既存の幼稚園や保育所のままで運営を継続するのか、認定こども園に移行するのかといった意向調査を行う予定と聞いています。確保方策にかかる具体的な数値等については、この意向調査の結果も考慮した上で、次回以降の子ども・子育て会議でお示ししたいと考えています。

量の見込みに対して今後どのように供給していくのか、その確保方策、整備方針について、本市の考え方を整理していますので、本日は、この考え方についてご意見をいただきたいと考えています。

説明は、以上です。

会長 具体的な供給量をどう増やしていくかについては、既存施設の意向確認が

まずあり、それを踏まえて整備方針となりますが、本日は、基本的な考え方が12・13ページにありますので、これについて何かご質問、ご意見があればお受けしたいと思っております。

委員 単純な質問で申し訳ないのですが、12ページの就学前児童数の表を見ますと、人口は減ると言いながら、0歳児が次の年の1歳児では数が増えるようになっていきます。例えば26年度の0歳児の4,483人が27年度の1歳児で4,533人になっています。これは27年度も28年度もすべてそうなのですが、これはどう見ればいいのでしょうか。

会長 26年度の0歳児は、27年度の1歳児で増えて、28年度の2歳児でも増えているのはなぜかということですね。

事務局 12ページの人口推計については、コーホート要因法という統計の手法を使って推計しています。これは、市の方で策定している総合計画という一番大きな計画でも使っている手法です。ご質問の点は、0歳と1歳以降の推計の仕方が少し違うことが大きな要因なのかなと思っています。

コーホート要因法については、男女別・各年齢別に1歳下の人口に出生・死亡の自然増減と転出入による純移動という2つの要因を掛け合わせて推計します。0歳については、1歳下の人口が存在しませんので、出生率などにより推計していき、0歳とそれ以外の年齢では推計の仕方が異なりますので、実績と比較としても誤差の範囲とは考えていますが、このような数字の出方になると考えています。

統計的な手法として0歳と1から5歳の数字の出し方が違うので、数字的に誤差が出てくると考えています。

会長 そういう計算方法は、我々はわからないところですが、他市でもこういう結果になるのか、例えば転入者が多いことによる西宮市の特徴によるのか、事務局として、これまでの経過や子育ての現状を見ていて1歳児が増加しているのか、そのあたりのお考えを示していただけると、委員としては納得がいくのではないかと思います。いかがですか。

事務局 総合計画の人口推計について若干の補足をします。

コーホート要因法という人口推計は、本市も使っていますが、全国的にも多く採用されている手法です。国でも、このコーホート要因法を用いて人口推計を行っていき、国が出している西宮市の今後の人口推計は、本市がつくった人口推計とおおむね同じ傾向となっています。

この手法は、出生と死亡の差、市内への転入と転出の差、この2つの基本数値を用いて今後の人口推計をしていくのですが、0歳児については転入・転出がありませんので、実際の出生数から推計値を導いています。そして、1歳以上の数値については転入・転出をベースに導いています。そういったことから、0歳児と1歳以上児の傾向が誤差の範囲で違いが出てくる場所があります。

西宮市の傾向としては、他の市と比べて大きな違いがあるのかどうかは難しいのですが、1つには、過去は転入が多かったのですが、ここ数年、転入が減ってきています。西宮市の人口が右肩上がりが増えていたのは、転出に比べて転入が相当多

い傾向があったからですが、ここ近年、転入が減ってきている現状にあります。しかし、全国の傾向と比べると、微増ではありますが、他市と比べて人口増の傾向がある状態です。

会長 待機児童を見ても保育ニーズが高いところですから、そこは我々も共通認識を持っておいた方がいいと思うのです。今の説明では、今は、以前ほどではないにしても、全国に比べて転入の多さが可能性として考えられるのではないかということですね。

事務局 はい。

会長 委員、よろしいですか。

委員 わかったような、わからないような……。わからないということがわかりました。

会長 非常に複雑な、ブラックボックスのところですが、無理に事務局に説明を求めて、私も申し訳なかったかなと思っていますが、そういうところであろうかということですか。

そのほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、次が確保方策のより具体的なところになりますので、次の議事(4)に進ませていただいて、必要であれば(3)のところを踏まえてご意見をいただくことにさせていただきます。

それでは、今のところ、議事(3)については、事務局案で会議としては了承ということにさせていただきます。

続いて、「議事(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」です。

前回の会議を踏まえて事務局の方で再検討された量の見込みの確認と、今後どのような供給計画を立てていくのかといったところについて、確認とご意見をいただきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集の14ページをご覧ください。

「議事(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」です。

まず、1の「地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)」です。

量の見込みについては、前回、国の手引きに基づく算出方法でお示しして、実績と比較してニーズが高く出ていましたので、一定補正を加えることで整理しました。

ここで、参考資料集71・72ページをご覧ください。「子育てひろば」の配置図で、各施設から半径1kmの範囲を円で囲っています。

71ページの北部では、塩瀬センター、山口センターと、それぞれの中心部に子育てひろばがありますが、72ページの南部では、阪急夙川駅の東側、阪急・阪神今津駅の南側、阪神鳴尾駅北の学文殿・小松エリアが空白地域となっています。

資料集の14ページにお戻りください。

今後の確保方策についてです。各年度の数字は箇所数となります。先ほど説明し



た空白地域を中心に、おおよそ中学校区に1カ所の設置に努めていきたいと考えています。

あわせて、地域や民間などが主体となっている子育て支援活動との連携強化や、親自身が相互に協力し合いながら取り組んでいるサークル等への支援などにより、身近な地域での子育て支援の場の充実に努めていきたいと考えています。

次に、資料集の15ページをご覧ください。

2の「利用者支援事業」です。

量の見込みについては、前回お示しできていませんでしたので、確保方策とあわせて説明します。

まず、「利用者支援事業」について、前回、「保育コンシェルジュ」の説明をしましたが、改めて事業の内容について詳しく説明します。

15ページの中ほど以下に、内閣府の「利用者支援事業」の説明資料をつけています。

「利用者支援事業」の目的としては、子ども及びその保護者等、また、妊娠している方が、教育・保育施設や13事業などを円滑に利用できるように、身近な実施場で情報収集と情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施し、支援することを目的としています。

事業内容としては、総合的な利用者支援と地域連携の2つとなりますが、この両方の機能を持つものを「基本型」、総合的な利用者支援を主に実施するものを「特定型」、この2つに分類されます。これまで説明してきた「保育コンシェルジュ」については、後者の「特定型」に分類されるところと考えています。現在、市役所本庁舎1階に設置している「こども支援案内窓口」については、「保育コンシェルジュ」に当たる「特定型」の機能を持つこととなりますので、今後は、子どもとその保護者などの最も身近な施設となる「子育てひろば」において、「基本型」の事業展開を図っていきたいと考えています。

これは新規事業となりますので、事業の基盤整備や事業ニーズの把握を行う必要があることから、本計画期間内の量の見込みとしては、市内を大きく分類した4つのエリアと「こども支援案内窓口」を加えた計5カ所での実施を量の見込み及び確保方策として設定したいと考えています。

次に、16ページをご覧ください。

3の「放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター)」です。

前回、国の手引きに基づき5歳児を対象に量の見込みを算出した結果をお示しました。今回は、中段に就学児を対象に算出した量の見込みの結果と、下段に利用実績を示しています。

低学年の数字に着目しますと、平成25年度の利用実績2,657人に対して、5歳児を対象とした量の見込みでは、平成31年度に4,188人とニーズ量が大きく出てきます。就学児を対象とした量の見込みでは、平成31年度に2,502人と実績を下回る結果となっています。

次に、参考資料集の74ページをご覧ください。「アンケートの調査結果につい

て」です。

上段のグラフは、5歳児を対象にした「放課後の過ごさせたい場所」、下段のグラフは、就学児を対象にした「放課後の過ごし方」のアンケート結果となっています。

上段の5歳児を対象としたアンケートでは、「過ごさせたい場所」として、「習い事」、「自宅」に次いで「留守家庭児童育成センター」との回答がありました。しかしながら、下段の就学児を対象としたアンケートでは、「過ごし方」として、「自宅」、「習い事」、「公園」、「友達の家」に次ぐ5番目に「留守家庭児童育成センター」の回答がありました。就学前と就学後では、放課後の過ごさせたい場所、過ごしている場所が変化していくものと推測されます。

このことから、本市における低学年の量の見込みについては、1年生の量の見込みを5歳児を対象としたアンケート調査結果から算出し、2年生・3年生の量の見込みを就学児を対象としたアンケート調査結果から算出することとしています。ほかの事業の量の見込みと同様に、平成31年度に向かって平均的に量の見込みが増加していくものとして補正することにより、資料集の17ページの中段の表のとおりとなります。

また、高学年の量の見込みについては、次回以降の子ども・子育て会議においてお示ししたいと考えています。

参考資料集の73ページをご覧ください。「留守家庭児童育成センターの定員数と利用者数」です。

これは、平成25年5月1日現在の各施設の定員数と入所児童数の一覧表です。薄く着色している施設については、定員どおり、もしくは定員を割れている施設で、全40カ所中29カ所となっています。一方で、入所児童数が定員を超えている施設が11カ所あります。

留守家庭児童育成センターは、原則、学校の敷地内に施設を設けていますが、定員を超えている施設では、急激な児童数の増加から、学校の教室や校庭も不足しているため、従来から学校敷地内に新たな建物を整備するという手法で定員数を拡大していくことは難しい状況にあります。

こうしたことから、当面は定員の弾力化で対応していくこととなりますが、定員数の拡大にあたっては、既存施設の改修や空き教室の活用などの検討も行うとともに、民間事業者の導入なども含めて考えたいと考えています。

また、就学児の放課後の居場所については、単に就労世帯を対象とした留守家庭児童育成センターだけではなく、すべての子どもと家庭に対し安全・安心な子どもの居場所づくりを拡充していくことが必要であると考えています。このことから、留守家庭児童育成センター、児童館、放課後子ども教室など教育関連事業が密接に連携し、横断的な取組みを進めていきたいと考えています。

資料集の18ページにお戻りください。

4の「一時預かり事業(保育所の一時預かり、にしのみやファミリー・サポート・センター)」です。

前回、国の手引きに基づく算出方法で量の見込みを示しました。アンケートで記入された利用希望日数が量の見込みになりますが、利用希望日数を年間100日、200日、300日と記入されているケースがありました。実績と比較しても高い数値が出ていたことから、前回の会議では、利用希望日数を年間24日として量の見込みを補正しましたが、今回改めて家庭類型ごとに算出方法を見直しています。

19ページの上段の表をご覧ください。家庭類型ごとに、国の手引きに基づく量の見込みと本市の案を並べています。

まず、産休・育休世帯以外で保育所や認定こども園などにより平日の教育・保育施設を利用することが想定される3号認定を受ける世帯であるタイプA、タイプB、タイプC、タイプEについては、量の見込みから除くこととします。また、産休・育休世帯の量の見込みについては、上限を24日として補正しています。

次に、両親共働き世帯のうちいずれかが月64時間未満の就労となるため、3号認定を受けて教育・保育施設を利用できない世帯であるタイプC'については、子どもの預け先を確保する観点から、補正は行わないものとしています。

次に、専業主婦(夫)世帯のタイプDは、利用希望が高く出ていますので、利用希望日数を上限の年間24日として量の見込みを補正しました。

最後に、タイプFは、本設問に該当する回答数が1件であったことから、今回の量の見込みからは除くこととしています。

以上のことから、平成31年度の量の見込みについては、国の手引きに基づく量の見込みである年間延べ利用者数11万7,977人に対して5万4,353人に補正することとします。

また、今後は、保育所の一時預かりの定員数を拡大しつつ、量の見込みに対応していきたいと考えています。

次に、20ページをご覧ください。

5の「乳児家庭全戸訪問事業(健やか赤ちゃん訪問事業)、養育支援(育児支援家庭)訪問事業」です。

前回、「健やか赤ちゃん訪問事業」について、0歳児の推計と面談率を掛け合わせたものを量の見込みとし、面談率は、現在の89%から平成30年度に向かって100%になるように設定していましたが、今回は、平成27年度から面談率が100%になるように補正しています。

次に、21ページをご覧ください。

6の13事業のそのほかの事業になります。

これらの事業については、前回整理した量の見込みと同数を確保するよう確保方策の数値を設定しています。

今後整備が必要な事業や、前回お示しできなかった事業などを中心に、本日説明しました。

説明は、以上です。

会長 議事(4)は多岐にわたります。項目としては、その他を入れると6項目になりますので、まずは1と2についてご意見をお伺いして、その後、放課後児童、

一時預かり、乳幼児全戸訪問、その他という形で進めていこうと思います。

最初に、資料集の14・15ページの「1,地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)」と「2,利用者支援事業」について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思いません。

委員 14ページの「地域子育て支援拠点事業」の「確保方策」で、平成27年度から29年度まで2、2、1と増えていますが、場所のめどは立っているのでしょうか。

事務局 まだ具体的に確定しているところまではいっていませんが、既存施設等も含めて、幅広い施設利用を現在検討中です。

委員 現在は検討中で、これは努力目標という感じの数なのですか。

事務局 20カ所という箇所数については、参考資料集の71・72ページでもわかるように、空白地域がありますので、そこを中心に埋めていかなければいけないと思っていて、この20カ所は確保していきたいと考えています。

副会長 私は、この「地域子育て支援拠点事業」について数々申し上げたいことがあります。

まず、子育てひろばです。

何回も申し上げるように、西宮市の子育てひろばは不便です。子育て総合センターも含めて、周りの人しか行けません。いろいろな先進事例がありまして、人口28万人の新潟県長岡市では、高齢化が進んでいますので、西宮市よりもずっと子どもの数は少ないのですが、子育てひろばの年間延べ利用者数は33万人です。市の人口を上回る子育てひろばの利用者があります。

例えば、長岡市は雪深い地域ですから、雪が降る寒い日でも思いきり子どもが遊べる屋根つき公園を確保したり、子どもたちが駅の近くのすばらしい絵本の環境の中で、声を出したり、本を読んで興奮して走り回っても迷惑がかからない環境を保障するなど、高い理想のもとにつくられた子育てひろばですから、それだけの利用者があるのです。

一生懸命計画をつくられていますが、これは、既存事業の延長にすぎません。これはニーズ調査の欠点なのですが、もともと使いにくいサービスは、利用者が少ないし、見たこともないから利用したいと思わないので、ニーズ量が低く出るので、したがって、ますます整備が進まないという悪循環になるのです。売れない店と同じです。

ですから、こども支援局までつくられて、ただの過去の延長の事業でいいのかということが1つです。

前回、委員が言われましたが、西宮市には転入者が多くて、子育てひろばは、地域デビューして、地域に知り合いをつくり、いろいろな情報交換をする大事な第1ステップなのです。西宮市には現在もマンションがどんどんできています。関西で一番住みやすいまちと言われているのですから、何のためにひろばをつくるのかという考えに基づいて、ぜひ考え直していただきたいと思いません。

会長 副会長からは、前回も利便性のことなどを言われましたし、今回は魅力的な質の確保についてのご意見がありました。

副会長 既存のひろばのつくり方では限界があります。いろいろな事業スキームがありますので、こども支援局の分野だけにとどまらず、まちづくり系や都市公園整備などの応募条件をうまく活用して、複合的に施設をつくるために、西宮市の能力と知恵を総動員していただきたいと思います。

委員 私もいつも言っているように、例えば「地域子育て拠点とは何なのか」、「ひろばって何なのか」を知らない方がいらっしゃいます。それは、あまりにも少ないからです。20カ所という目標値自体が、私はすごく疑問です。

参考資料集の71・72ページの空白地域のことを言われました。そう言われると納得される方もいらっしゃるかもしれませんが、西宮浜は完全に抜けています。話題にものぼりませんでした。西宮浜の親子がとても困っています。そういうこともあって、本当にこの円がかかっていないところだけを埋めていけばいいのでしょうか。

多様なニーズに応えるためには、選択肢がいっぱいあってもいいと思うのです。選択肢が1つしかないのがほとんどです。南部の円が重なっている地域の保護者も不満を言っているのをご存じですか。例えば児童館や子育て総合センターが近くにあっても、多動の子どもは行くことができなかつたりします。特に障害を持っている子どもにとっては、「近くに施設があるからいい」というわけではないのです。様々なニーズに少しでも合わせた居場所があるべきなのです。

この見込み数についても、たかだか1万9,000ぐらいとは思いません。しかし、それに対しても、たった20カ所を整備すればいいのかと思うのです。もちろん空白地域につくることは大切だと思いますが、それにプラスして、既存の施設なり、既存の民間なりを活用することもこの箇所数に挙げていけば、本当にきめ細かい、かゆいところに手が届く子育てひろばになるのかなと思います。

もう1つ、子育てひろばは、乳幼児だけのものと思っているかもしれませんが、私が運営するひろばではおじいさんも来ますし、高校生を持った保護者も来ます。もちろん兄弟も来ます。「子どもだけのところだ」とすると、お年寄りもスルーされますが、そういうところもカバーするように、もっときめ細かなことをここでは期待しています。

委員 「確保方策」の2つ目に、「併せて、地域等が主体となって行っている子育て支援活動との連携強化や」云々とあって、「身近な地域での子育て支援の場の充実に努めていく」とあります。その具体的な中身を聞かせてください。

事務局 地域の子育て支援活動との連携の内容として、1つは、情報の共有で、うちの囑託職員が各地域サロンなどを回る中で、全市的な子育て支援の情報等をお伝えしたり、その地域の情報や地域サロンの情報をお聞きして、それを各ひろばにお伝えしたりしています。子育てひろばは、各地域の子育て支援の拠点になりますが、合う人・合わない人がいらっしゃると思いますので、「近所にこういう施設がありますよ」という情報の共有を密にしていきたいと考えています。

もう1つは、うちの相談担当の支援員が地域サロンなどに行って相談を受けたり、支援されている方の困り事もお聞きして、子育て総合センターや各ひろばで支援できることがあれば、連携を強化して、市全体として子育て支援のネットワークを強

化していきたいと考えています。

会長 今の話ですと、情報の共有をしているだけで、あとは何もしていないという感じに受け取れます。例えばサークル支援をして、そのサークルが地域の中に広がっていくような場所の確保をするとか、サークルをつくる際の支援をするとか、そういう具体的なことが出ればいいのですが、どうですか。情報の共有だけでは、何をやっているんですかということになるのですが。

事務局 今かなり厳しいご意見をいただきました。西宮市としても、この地域子育て支援拠点事業、特に子育てひろばの常設の施設が少ないことについては自覚をいたしまして、これをなんとか拡大していきたいという思いは持っています。その中で、数だけでなく質、副会長からご指摘いただいたように、少し不便なところがあったり、保護者のニーズに合っていないということを受容し受け止めて、今後、質を高める中で内容を見直しを図りたいと思っています。

また、「確保方策」の中にある「子育て支援活動との連携」については、常設ではありませんが、西宮市では過去からいろいろなコミュニティが自主的に行っている子育て支援の活動がたくさんあります。例えば社会福祉協議会が、市内33地区において、最低でも月1回は必ず子育てひろば的な支援事業を実施していたり、委員がなさっているような県の事業を受けているところ、あるいは民間ベースで実施しているところもたくさんあります。そういう点を結んでいく中で、この拠点事業については充実を図りたいと思っています。

いろいろなご指摘をいただきました。公設の既存の施設を使うこともさることながら、今後は、駅前の商業施設などへも拡充していくようなことも考えていきたいと思っています。

これについては、次回以降、「確保方策」のところをもう少し具体的にお示ししたいと考えています。

委員 先ほど地域子育てサロンのことが出てきましたが、お答えの中に「地域サロン」が何回も出てくることは、私は少し不思議です。そこが本当に機能しているのかと思うのです。私自身も民生委員としてやっていますので、みんな本当に一生懸命やっというのは確かです。ただ、それだけでは絶対にだめだと思います。月に1回や2回一生懸命やっというだけでも、それは本当に補足の補足であって、特に民生委員は熟年者以上が多いですから、そこが子育てひろばとなり得るのかも含めて、かかわる人の問題や民生委員に対しても……

会長 わかりました。事務局から言っていただきましたので、「確保方策」については、もう一度具体的なところを文言にさせていただいて、あわせて数量についても再検討していただいて、この会議に示していただくことにしたいと思います。非常に重要なところですし、事務局からもそういう発言がありましたので、そのようにすることによってよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 時間の制約がありますので、申し訳ありません。

続いて、16ページの「3、放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成セン

ター)」について、何かご意見等はありませんか。

副会長 これに関しては、留守家庭児童育成センターの充実も必要ですが、それだけではなく、子どもたちの多様な居場所を確保していただきたいと思います。児童館もそうですし、放課後子ども教室も、民生委員を中心にボランティアの方が一生懸命やっておられますが、これまでのやり方を見直して、有給のフルタイムのスタッフを入れて毎日実施しますと、専業主婦(夫)でも、学校行事や親の介護などのときに楽になりますし、特に高学年の受け皿にもなります。子どもたちの意見でもわかるように、公園が遊びにくい、遊べないということがありますので、子どもたちが放課後を楽しく過ごせる公園という選択肢もつくる。高学年を1カ所に集めて同じプログラムをさせるのは、発達差も出てきて、大変難しくなりますので、高学年も含めて対応するためには、子どもたちが自分たちの遊びたいものや能力に合わせて過ごせる安全な場所を、ありとあらゆる資源を利用して、準備していただきたいと思います。

委員 今朝、育成センターの運営委員長の会があって、3年生のお子さんを持つ親御さんから「4年生になったら行くところがない」という心配の声が出ているというお話が出ていました。さすがに5・6年生になると、習い事等でスケジュールもいっぱいですが、3年生から4年生に上がるときに多少不安を抱くことも納得できます。

ただ、参考資料集の73ページに利用者数が載っていますが、定員いっぱいのところもあるし、定員を割っているところもあります。留守家庭児童育成センターは校区内に設置されるものですから、留守家庭児童育成センターだけではなく、いろいろなものが選べるように、行きたいときに行けるところが校区内にできることが一番いいなと思っています。

会長 それは、留守家庭児童育成センター以外に、副会長が言われたような、児童館や放課後子ども教室などが校区内にある方がいいということですね。お2人のご意見は、17ページの「確保方策」の一番下にある就学児の放課後の居場所について、さらに具体的に検討すべきだということですね。

委員 「確保方策」の話ではないのですが、確かに定員割れをしているかもしれませんが、今は、塾を兼ねて子どもを10時まででも預かる施設が、この2、3年で増えてきています。だから利用者が減っているとか、利用しないだろうという考えではなくて、「公が子どもたちを守っていく・育てていく」という意味で、例えば利用者が減っていたとしても、まず留守家庭児童育成センターの確保と、それに合わせて多様な選択肢があればいいと思うのです。例えば子どもが一人でいる時間をつくらないために習い事や塾に行かせている家庭もあると思いますので、そういう子どもたちは、きちんと高学年の居場所ができていれば、習い事のほうに流れなかったのではないかと思うのです。公が子どもたちのいる場所・子どもたちの育つ場所のことを考えていけば、利用者数はまた増えてくるのではないかと思います。

委員 素朴な質問です。

17ページの下段にある「安全・安心な子どもの居場所づくり」は大変重要だと思

いますが、一方で就学前、就学後のアンケートの回答の大多数を占めるのが「習い事」や「自宅」でした。そこから「安全・安心な子どもの居場所の拡充」が導き出されたお考えの経緯についてお聞きしたいと思います。

会長 「本市の考え方」の4番目の「アンケート結果においても……」があって、それに対応して「確保方策」の最後が「安全・安心な居場所づくりの拡充が必要である」となっているところの読み取りの仕方について、事務局としては何かありますか。

事務局 特に関連性はないのですが、アンケートで見ると、5歳児対象でも就学児対象でも「習い事」と「自宅」が多くありました。これも、結果的に居場所がないからそのように過ごしたり過ごさせているということもあると思いますので、「安全・安心な子どもの居場所づくり」を、留守家庭児童育成センターや児童館、放課後子ども教室等で埋めていくことが大事なのかなという意味でこういう書き方をしています。

委員 保護者の方が「させたい」とか「実際にしている」というところでこの2つが上位を占めていることについては、やはり掘り下げが必要だと思いますし、そのあたりが今後の実際のサービスにつながる部分があるのかなと思って質問しました。

会長 ニーズについて中身のところに反映させてはどうかということですね。

委員 「放課後児童健全育成事業」に直接関係はないのですか、障害児の児童デイサービスなどの状況もあわせて考えなければいけないと思うのです。「放課後児童健全育成事業」の中には、発達障害を抱えた子どもなど、児童デイなどを利用できない、かなり手間暇のかかるお子さんも含まれるのではないかと思いますし、そのあたりの配慮というか、数量的に何か特別なものはあるのでしょうか。障害児に対する指導員の加配も含めてです。

会長 委員のご発言を先取りすると、そういうことが必要だというご意見ですね。

事務局 障害を持ったお子さんがいるセンターについては、指導員を加配しています。あわせて、高学年で障害のあるお子さんについては、積極的に受入れを行っています。

委員 そういうニーズは、数量的には十分受け入れられる数字だと理解しているのですか。

事務局 そこまでは把握していません。障害があることで受けているだけであって、障害手帳は持っていないけれども、語弊があるかもしれませんが、いわゆる手がかかる児童を把握したら加配の対象にして、実際に加配がついているケースもあります。

委員 アンケートのときから申し上げていることですが、実際は、こういう場所が全く使えない・使いにくい方が、本当に居場所がなくて困っているのが西宮市の現状だと思います。放課後子ども教室で障害のある方が行けているところは、障害を持つ子どもを持つ方がボランティア的にやっているところ1ヶ所だけで、あとはほとんど行けていないと私たちは耳にしています。



ですから、いろいろな子どもが安心して行けるところの中に、特別な支援が必要な子どもさんのこともきちんと位置づけていただければと思います。

会長 この「放課後児童健全育成事業」の中に特別な配慮の必要なお子さんの支援についても入れ込んでいいのですか。

事務局 数字以外のことについても書き加えることは可能だと思います。

会長 それでは、事務局のほうで「確保方策」のところに加えていただきたいと思います。

委員 この中には子どもたちの外遊びを確保できるようなことも入れてほしいと思います。「基本理念」にも「自然環境が」云々とありますように、「主体的に遊ぶ」ということを市の考え方の中に入れていただくことはできないかなと思います。

会長 この3の表題は「留守家庭児童育成センター」となっていますが、皆さんのご意見は、「確保方策」の1番目と2番目の留守家庭児童育成センターのところは、そのまま行っていただきたいということで、特に3番目のところにたくさん意見をいただきました。児童館、放課後子ども教室その他、もう少しニーズに合わせた子どもの居場所が校区の中にできるようなことを事務局としても考えていただけないか、もしくは会議としてはそういうことを申し上げたいということでした。

事務局の方は、次回にまた案として出していただくということによろしいですか。

事務局 高学年も数字を入れていませんので、そのあたりも整理してお示しいと思います。

会長 このあたりになると、副会長も言われましたが、必ずしもニーズ調査の数値を反映させるのではなく、もう少し広い意味で「子どもの居場所をどう確保していくか」について考えていくということで確認したいと思います。

先に進ませていただきます。

次に、時間の関係もありますので、「4,一時預かり事業(保育所の一時預かり、にしのみやファミリー・サポート・センター)」と「5,乳児家庭全戸訪問事業(健やか赤ちゃん訪問事業)、養育支援(育児支援家庭)訪問事業」と「6,その他」を一括してご意見を伺いたいと思います。

委員 保育所の一時預かりですが、18ページの中ほどの平成26年度の定員数が3万3,240人であるのに対して、その下の「(参考1)一時預かりの利用実績」の平成25年度の実績は1万3,841人ですから、2万人の差があります。既に平成26年度の実績が出ていますが、その数から考えると、平成27年度に4万3,323人に急に増えることは考えにくいかなと思います。待機児童はなかなかおさまりませんが、待機児童がだんだん減ってくると、一時保育も減ってきています。そのあたりのことも考えて、この数字を考え直していただいた方がいいと思います。

一時保育において待機児童がいるわけではありませんので、だいぶ数は調整していただきましたが、平成21年度から25年度までの上がり方から考えても、果たしてこの1、2年でこれだけ上がるのだろうかという疑問を持ちました。

それとともに、地域的に一時保育の需要が多いところと少なくなっているところがありますので、今後、一時保育の施設を整備するのであれば、そのあたりも十分

に考慮の上、進めていただきたいと思います。

会長 25年度から26年度でかなり数字に開きがあり、27年度の数字について再検討していただきたいと思いますというご意見でした。

委員 一時預かりのことについては、週48時間就労の人のための一時預かりだけでなく、週1回や週に1時間、2時間という一時預かりも視野に入れてほしいなと思います。

箇所数が増えてもっと利用しやすくなれば、利用したい人は増えると思うのです。25年度までは14カ所だったとか、今までの実績はあるかと思いますが、保育所で一時預かりをしてくれることを知らない人たちがたくさんいますし、一時預かりの方法がわからない人もたくさんいることを頭に入れていただきたいと思います。

それと、認可外で預かっている子どもたちの数も考慮していただきたいと思います。利用料が厳しいのに認可外を利用せざるを得ない人たちもいます。私もこの算出方法に踏み込むことは難しく、どうすればいいかと言われると困るのですが、実績を見て「多過ぎるのではないか」というよりも、いろいろなところで「一時預かりをしてほしい」という声を聞きますし、私も、認可外をしている中で、「お母さんが出産するのに、上の子を預かってくれるところがどこにもない」とか、「お母さんが入院するが、明日預かってくれるところがない」という飛び込みがヤマほど来ます。私たちは、それを受けてはいます。私のような本当に小さな場所で年間何件も受けていることを思えば、そういう必要性はたくさんあると思います。

ですから、一時預かりを、定期的な保育として考えないで、枠としてもう少し、1週間だけとか、2、3日だけという人たちもいることを考えてほしいのです。私は、「預かり」というよりも「保育」と考えたいのですが、一時保育の場所は確保してほしいと思います。

もう1つ、先ほどの子育てひろばが一時預かりをできれば、もっと利用する人がいるのではないかと思います。常に遊びに行っている慣れた場所で、知っている先生方や保育をしてくださる人にちょっと預けたいという人たちも、数的には出てこないでしょうが、あるのではないかと思います。ひろばなどで一時預かり、一時保育のようなものをぜひ考えていただきたいと思います。

これは、どこで言えばいいのか、ずっと思っていて、言いようがなくここまで来たのですが、一時保育に関しては、いろいろな要件があると思います。保育所もだし、ほかのところでも対応をとった上で考えていただきたいと思います。

会長 委員のご意見をまとめると、1つは算出の中で出てくる一時預かりの量のことではありますが、それ以外の多様なニーズの中の一時預かりをどう受け止めるかですね。そのための確保方策が必要ではないかということに集約されると思います。その中に、ひろばなどを使うことが具体的に出てくると思います。

こういうこともぜひ事務局としても考えていただきたいと思いますながら、委員が言われたのは、算出方法の数字のところは、もう少ししっかりと検討していただく必要があるということですし、委員の言われるのは、その数字以外のところをもう少し支援が必要な部分として置いていくことが必要だということですね。

事務局 委員の言われるように、これまで保育所の方で一時預かりをずっとしていただいている経過がある中で、伸びているところもあれば、地域的に実績が落ち込んでしまっているところもあります。そういったことも一定踏まえた中で、ある程度枠は確保していかなければいけないところはありますが、その場所的なものも十分に精査した中でやっていかないと、言葉は悪いのですが、子どもたちの食いついみたいな形にならないように、バランス的なことを考えていかなければいけないと思っています。そういったことも踏まえて、このあたりの数値については、整理なり検討なりをしたいと思います。

会長 今言われた「食いつい」とか「取り合い」ということではなく、潜在的なニーズに対して深くとらえていただいて、それに対して支援をしていくこともぜひ申し上げておきたいと思います。事務局の方で検討いただいて、次回に「方策」の部分を出していただくということによろしいですか。

事務局 はい。

副会長 最後にします。

病児・病後児保育のことを申し上げたいのですが、もちろん賛否両論ありまして、私も行政で病児保育をつくるときに、「子捨てを増長するのか」など、すごく厳しく言われました。しかし、実態を申し上げますと、子どもが病気でも休みを取れない人もいます。私も実際にそうでした。「子どもが病気でも、議事を休むときは辞任するときだと考えてくれ」と言われていました。「親が死んでも来てくれ」と言われていましたので、そういう立場の人もいるのです。実際に女性の管理職も増えていきますし、議会が始まると絶対に欠席は許されませんので、横浜市の女性課長の中には、病気の子を寝かせて出てくることはゼロではありませんでした。子育て支援をしている職員がそれをしなければいけない状況です。

ですから、子どもが病気のときは仕事を休めることが一番なのですが、そうでないときに何が起こるかを考えてみてください。親が病気の子どもを看るべきだとすれば、子どもを看ることができない人は、子どもを置いていかざるを得なくなって、子どもの命をリスクにさらすことになります。かつ、今はシングルマザーの方が増えています。シングルマザーの方の多くは時給パートで働かれていますので、子どもの病気を理由に休むとクビになります。

ですから、ここは、病児保育がないときに子どもの命にかかわるリスクを生むことになる、子どもの命を守るためのライフラインとして何が必要かという考え方をしていただきたいと思います。

そういう点で考えると、病後児ではなくて病児がいいし、私のときも病後児保育はあったのですが、使いにくかったです。手続の面で使いにくいとか、大きい市で1カ所しかないと、連れていくのに1時間ぐらいかかるので、病気の子を電車で連れていくことはできませんね。

いま一度、西宮市で、「病気の子どもを看れない状態になったときに、子どもの命をどうすれば守れるか」という観点で考えていただきたいのです。今のニーズだけで考えるのであれば、今のニーズは病児・病後児保育の近所で連れていける人だ

けが知っているから使っていると思います。実際に子どもを家で寝かせている人がいると思いますので、先ほどの一時保育ともかかわりますが、西宮のお母さんが困ったときに最後に子どもを預けられる場所、最後に頼れるライフラインをどういう考え方でつくっていくかという見方を忘れずにしていただきたいと思います。

病児・病後児保育は、最近いろいろなスキームがありまして、訪問型もあります。自治体では、拠点の場所をつくるのではなく、自治体全体で訪問型の病児保育をしているところもあります。そういう先進事例を学んでいただいて、もちろんこれは市民の税金を使いますので、効率的・効果的にやるにはどうすればいいかを踏まえて考えていただきたいと思います。

会長 「病児・病後児保育」については、これまでもいろいろとご意見をいただいたところで、多様な事業のあり方があるのではないかと提案をいただきました。

「病児・病後児保育事業」は「その他の事業」のところに入っているのですが、最終的には全部の事業が入るわけですね。

事務局 はい、全部入ります。

会長 「病児・病後児保育事業」については、もう少し具体的なものがこれから出てくると考えてよろしいですか。ここには確保方策として実績と平成31年度までの数字が出ているのですが、箇所数や事業内容については、どうなっていくのですか。

事務局 副会長が言われたように、訪問型の病児・病後児保育が先行市で見受けられまして、今研究もしています。多様な形での病児・病後児保育を今後考えていくべきだと思っていますので、これは位置づけを検討して、方策も含めて内容の提示を次回以降にさせていただきたいと思います。

会長 確認しますが、方策を具体的に示していただくのもいいのですが、基本的な考え方として、数をもっと増やすのではなく、子どもの育ちのことを考えたときには親がそばにすることが基本原則ではあるが、就労の問題などが出てきたときにどうするのか。実際にニーズ調査を見ると、「病気の子どもを家で留守番をさせている」という回答が出ていますので、そのあたりを考えると、可能な限りの事業の方策を考えていくことになると思います。このあたりは、一時預かりなどのように、どんどん広げていくものではなく、ニーズに対して事業を考えていただくということで私たちも確認させていただきたいのですが、よろしいですか。

事務局 あくまでも子どもの安全を中心に、よりよい保育のあり方を盛り込めたらと思っていますし、その視点で考えていきたい、単純に量を増やすということではないと考えています。

会長 本日はこの議事(4)でたくさんのご意見をいただきました。恐らく皆様方の地域の中での利用者の方々や子どもさんの過ごし方などもあわせて、いろいろと意見を出していただいたと思います。

7月の次回の会議に向けて、事務局として、まずは考え方についてももう一度確認していただいて、方策を示していただいて、場合によれば事業にまで踏み込んで提示いただいて、私たちの方で議論させていただくことにさせていただきたいと思

いますが、事務局、それでよろしいですか。

事務局 はい。

会長 事務局からまた案を出していただくこととなりますが、本日は時間の関係でこのあたりで閉じさせていただこうと思いますので、言い残したご意見がありましたら、事務局の方にお伝えいただければ、事務局では参考にして検討いただけると思います。ぜひご協力をお願いしたいと思います。

最後に何かありますか。

委員 少し戻りますが、17ページの「利用者支援事業」についてです。

子ども・子育て支援に関するいろいろな事業がありますが、実際に知らない親がいっぱいいます。それを知らせる場所として、市役所の「こども支援案内窓口」と、今後は子育てひろばも考えていくという説明がありましたが、その5カ所だけです。

私も、自分の子どもが入院したときに、上の子を入院させることに必死で、下の子どもをどうしたらいいのか、サービスのことがわからなくて、すごく困った経験があります。ですから、健診のときにでも、「こういう事業がありますよ」というお声がけをしていただいたり、もっと事業を知らせていただく場所や広報の仕方を考えていただいた方が、いろいろな事業がもっともっと利用しやすくなるだろうし、活用されるのではないかと思います。

事務局 この「利用者支援」については、今回初めて実施される事業で、その目的は、周知も当然ですが、サービスにつなげていくことが大きな目的になっています。そういった点も踏まえて、周知を重点に置きながら進めていきたいと考えています。

会長 「本市の考え方」の2番目のところをもう少し具体的にしてほしいというご意見もありましたし、相談窓口がこの場所だけでいいのかというのが今の泉委員のご意見でした。情報提供のシステム・体制について、健診のことにも触れていただきまので、是非そういうことも踏まえて素案を出していただければと思います。

委員 ニーズ分析や具体的な方策に関しては、7月のワーキンググループで協議することになるのですか。

会長 いいえ、この件については、ワーキンググループでは予定していません。

委員 途中で意見を言う機会はなく、次の7月の会議を迎えるわけですか。

会長 システムとしてはそうなりますので、もしご意見がありましたら、窓口はいつでも開いていますので、事務局の方に出していただくようお願いします。

委員 「健やか赤ちゃん訪問事業」ですが、100%にされたのはすごくいいことだと思います。報告書の提出期日がありますので、その日までには出しますが、地域担当の民生委員は、期限ぎりぎりまで回って会われる方もたくさんいらっしゃいますので、100%でOKだと思います。

会長 前回に副会長からご意見をいただいたところで、事務局としても反映していただきました。

ほかにご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、そろそろ時間の方が迫っていますので、すべてを受け止め切れなかったところをご了承いただきたいと思います。

今回の議事はこれで終了させていただきます。

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

事務局 時間がないのですが、事務局からの連絡をさせていただきます。

今年の1月・2月にグループインタビューをしましたが、それについての報告をしていませんでしたので、簡単ですが、参考資料集の75ページをご覧ください。

今年の1月から2月にかけて、保護者、小学生の児童を対象に、市内4カ所でグループインタビューを実施しました。75ページ以降にそのときに出た意見等をまとめています。ここで読み上げることはしませんが、グループインタビューで出された利用者の声もあわせて「事業計画」の方に反映していきたいと考えています。

概要については、75ページの上の方にあります。インタビュアーは、会長、橋本副会長、前田(正)副会長にお願いしました。

以上、簡単に報告させていただきました。

今後の日程ですが、来月の6月は、子ども・子育て会議は予定していませんので、次回は、7月29日火曜日の午後5時から8時までの開催を予定していますので、よろしくをお願いします。

また、基準等検討ワーキンググループについては、その前の7月14日月曜日の午後2時から第5回ワーキンググループを開催する予定となっていますので、ご出席をよろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

事務局 追加で報告します。

冒頭の説明の中でも触れましたように、各基準の条例案については、当初は6月市議会に上程する予定でしたが、9月市議会に上程することにしました。ただ、保育所や幼稚園の事業者、そして保護者に対して、本日までにご審議いただいた各基準を含めて、説明していかなければいけません。本来なら、条例化されてから説明するべきものですが、9月市議会で条例が通ってからでは間に合いませんので、ご審議いただいた基準の考え方や内容について、6月市議会で進捗状況を含めて報告して、それを踏まえて地域、事業者への説明に入っていきたいと考えています。この点、ご理解いただきたいと思います。

また、今村市長が今月16日に着任しました。新市長の方からは、「新制度を含む子育て支援策全般について、もっと広く関係者や保護者などの意見を聞いてほしい」という意向が示されました。事務局としては、昨年度に実施したワークショップ等を参考にして、意見を聴取する場を検討していきたいと考えています。会長と調整して考えていきたいと思っておりますが、そういうことがあることをお知らせさせていただきます。

会長 本日は、幅広いご意見をいただきまして、ありがとうございました。子育て

て家庭や子どものために西宮市ではこれだけのことをやれるようになってきていますので、目に見えるような形で意見を言って、事務局のほうに考えていただくことが我々の使命だと思っていますので、ぜひこれからも幅広い意見をいただきたいと思っています。

本日は、長時間にわたってどうもありがとうございました。  
これで閉会します。

〔午後 8 時00分 閉会〕

## 【委員出席者名簿 17名】

## 【事務局出席者名簿 21名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大	こども支援局長	山本 晶子
西宮市PTA協議会	泉 桂子	新制度準備室長	津田 哲司
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	こども支援総括室長	川戸 美子
公募市民	大森 早苗	子育て事業部長	時井 一成
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	新制度準備課長	楠本 博紀
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	木下 浩昭	新制度認定課長	伊藤 隆
公募市民	北村 頼生	こども支援総務課長	岩田 重雄
西宮市労働者福祉協議会	久城 直美	児童・母子支援課長	小島 徹
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	子育て総合センター所長	増尾 尚之
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	保育所事業課長	廉沢 裕和
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	参事(保育指導担当)	婦木 雅子
西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長	東野 弘美	児童福祉施設整備課長	緒方 剛
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田 公美	わかば園事業課長	岡崎 州祐
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	地域保健課長	小田 照美
西宮市青少年愛護協議会	森 郁子	勤労福祉課長	堂村 武史
株式会社阪急阪神百貨店第1店 舗グループ子供商品統括部長兼 子供服販売統括部長	由本 雅則	【教育委員会】	
にしのみや遊び場つくり会 代表	米山 清美	教育次長	前川 豊
		学校教育部長	垣内 浩
		学校改革課長 新制度準備室参事	杉田 二郎
		学事課長	中西 しのぶ
		特別支援教育課長	坂口 紳一郎
		社会教育課長	中尾 篤也